

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第28回本部員会議

日時：令和3年9月22日(水) 16:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

(1) 現在の発生状況について

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について

(3) その他

3 閉会

<配布資料>

資料1 現在の発生状況について

資料2 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について (案)

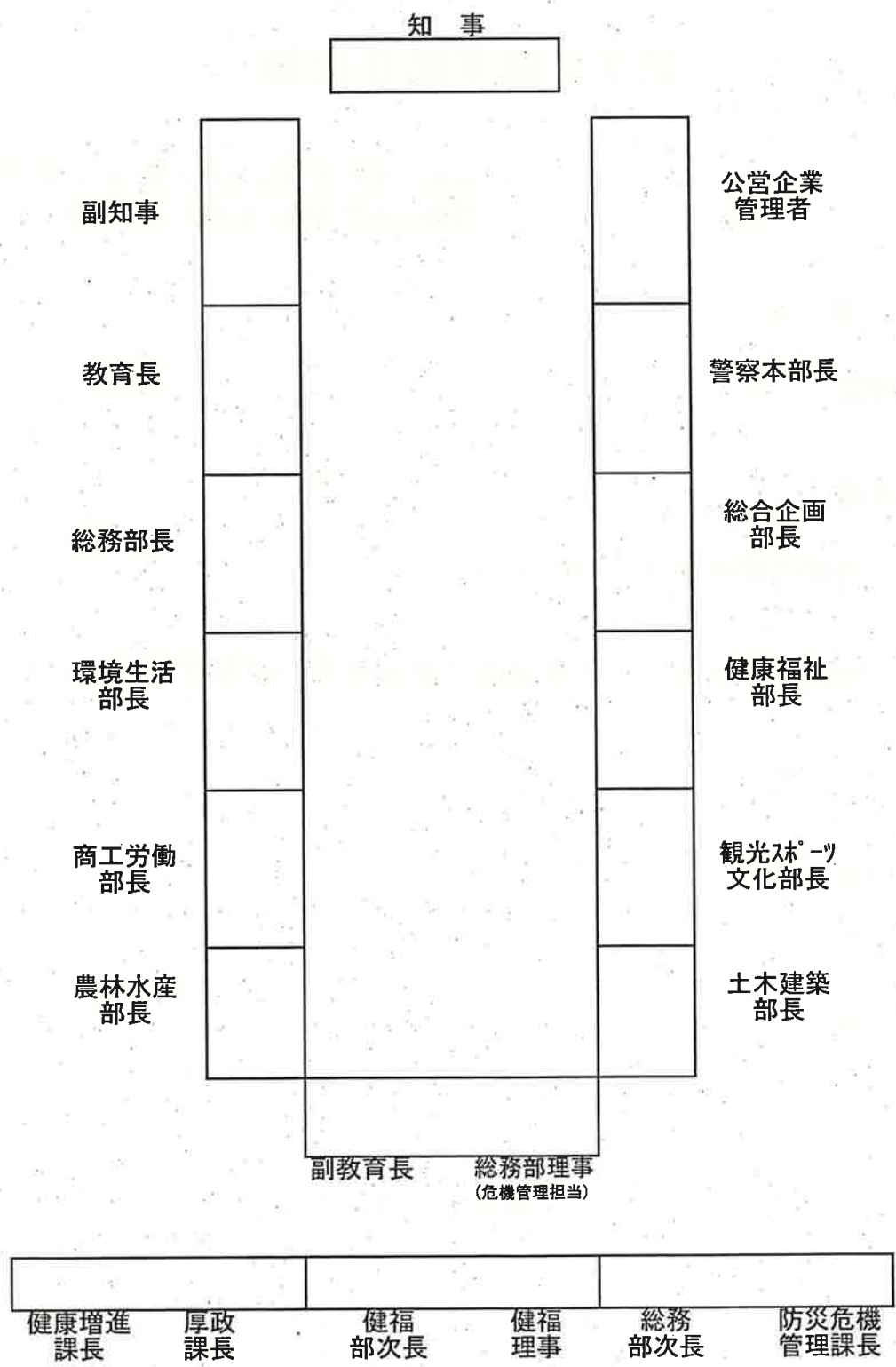
資料3 新型コロナ感染拡大防止対策 (比較表)

資料4 集中PCR検査の延長実施について

資料5 県民の皆様・企業の皆様へのお願い

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第28回本部員会議 配席図

日時：令和3年9月22日(水)16:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室



山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第28回本部員会議

日時：令和3年9月22日(水)16:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

- 1 本部長 知事
- 2 副本部長 副知事
- 3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警察本部長

新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について（案）

令和3年9月22日
 山口県新型コロナウイルス
 感染症対策本部
 （危機管理チーム）

新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第3項に基づく緊急事態措置及び特措法第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置について、27都道府県を対象区域とし、9月30日までを期間に実施されている。

本県においては、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来は自粛するよう県民に要請するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に向けた取組を推進する。

1 都道府県に求められる措置等の概要

9月9日の緊急事態宣言期間の延長やまん延防止等重点措置区域の追加等に伴い、国の基本的対処方針が変更された。

<緊急事態宣言の対象区域及び期間>

区 分	対 象 区 域	期 間
特定都道府県	沖縄県	5月23日～9月30日
	東京都	7月12日～9月30日
	埼玉県、千葉県、 神奈川県、大阪府	8月 2日～9月30日
	茨城県、栃木県、群馬県、 静岡県、京都府、兵庫県、 福岡県	8月20日～9月30日
	北海道、岐阜県、愛知県、 三重県、滋賀県、広島県	8月27日～9月30日

<まん延防止等重点措置の区域及び期間>

区 域	期 間
石川県	8月 2日～9月30日
福島県、熊本県	8月 8日～9月30日
香川県、鹿児島県	8月20日～9月30日
宮崎県	8月27日～9月30日
宮城県、岡山県	9月13日～9月30日

【国の基本的対処方針等による主な取組(緊急事態宣言等が発出されていない区域)】

- 「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、外出の自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うこと。
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。また、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促し、特に発熱等の症状がある場合は、これらを控えるよう促すこと。
- 一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に係る対応を行うこと。
- 事業者に対し、職場における感染防止のための取組や、「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すとともに、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地方自治体における制度の普及促進を図ること。

- 飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、各ステージにおいて「講ずべき施策」等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に特措法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。

2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、9月27日以降、以下のとおり対応する。

(1) 県民への協力要請

- 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来は、やむを得ないものを除いて自粛するよう要請。
- 県外との往来にあたっては、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断するとともに、往来する場合には、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する要請等に従うよう要請。
- 「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避け、マスクの着用やまめな手洗い・手指消毒、共用部分の消毒など、感染拡大を

予防する「新しい生活様式」等を活用した基本的な感染予防対策の徹底。

また、感染リスクが高まる5つの場面（「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）」）に特に注意するよう呼びかけ。

- 外出の際には、感染リスクの高い混雑している場所や時間を避けるなど、慎重に行動するよう呼びかけ。
- 会食の際には、少人数・短時間となるようにし、感染防止対策に取り組むやまぐち安心飲食店や新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店の利用を呼びかけるとともに、飲食店から求められる感染防止対策への協力を要請。
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談。

(2) 事業者・関係団体への協力要請

- 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県への出張や、同都道府県からの来訪については極力控えるよう要請。

また、これらの都道府県からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底。

- 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務（テレワーク）や健康管理への格別の配慮を要請。
- 時差出勤・在宅勤務等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と社会経済活動の維持との両立に向け、職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策を実践。

- 飲食店の感染防止対策を県が定める基準により認証する、やまぐち安心飲食店認証制度を活用した感染防止対策を強化。
- 飲食店等でクラスター(集団感染)が発生するなど、感染拡大の恐れがある事態が発生した場合は、関連地域・業種での迅速な実態把握と営業時間短縮の要請等の対策を検討。

(3) 学校等の対応

ア 公立学校(幼小中高特)

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施(随時)。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

イ 私立学校(幼中高、専修・各種学校)

- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施(随時)。
- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園(幼保連携型、保育所型)において、開所を継続。

(4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。

また、本県の感染状況について、ステージⅢへの移行が見込まれる場合は、県主催イベントの中止又は延期等を検討。

- 国の定める一定規模以上の催物等の開催について、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期。

＜催物等開催基準＞※国事務連絡より抜粋

時期	収容率	人数上限
R2年9月 19日～ R3年10月 31日	<ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等がないことが前提としうるもの(クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、展示会等) <p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①収容人数 10,000 人超 ⇒収容人数の 50% ②収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人 <p>※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等が想定されるもの(ロックコンサート、スポーツイベント) <p>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>	

※ 飲食を伴うイベントについては、原則「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に区分されるが、映画館などイベント中に発声がないものに限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことが可能な場合あり。

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が 1,000 人を超えるイベントの事前相談に対応。
- 県内で感染拡大の傾向が見られる場合には、関係市町と十分協議の上、対応を判断。

(5) 感染状況等の継続的な監視等

- 県内の感染状況を把握するため、専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」を設置し、分科会の示す目安を参考に継続的にモニタリングを行い、感染状況のステージを総合的に判断。
- 3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、医療提供体制への負荷が増加し、分科会の示すステージⅢへの移行が見込まれる場合、県民への外出自粛要請等の措置を検討。

<分科会の示すステージの指標>

項目		ステージⅢの指標	ステージⅣの指標
医療提供体制等の負荷	①医療の逼迫具合		
	・入院医療 確保病床の使用率	20%以上	50%以上
	入院率	40%以下	25%以下
	・重症者用病床 確保病床の使用率	20%以上	50%以上
	②療養者数	20人/10万人以上	30人/10万人以上
感染の状況	③PCR陽性率	5%以上	10%以上
	④新規陽性者数	15人/10万人/週以上	25人/10万人/週以上
	⑤感染経路不明割合	50%以上	50%以上

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けることがないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

3 感染拡大に備えた対応

(1) PCR等検査体制の強化等

- 保健所への自動遺伝子検査装置の導入や民間検査機関の活用等により、PCR等検査体制を拡充するとともに、地域の診療所等が行う抗原検査を積極的に活用。
- 診療・検査医療機関や地域外来・検査センターなど身近な場所で、相談・診療・検査が提供できる体制を整備。
- 全ての新規陽性者に対する変異株スクリーニング検査や変異株の陽性者が確認された場合の幅広い接触者調査など、変異株に対する監視体制を強化。

(2) 医療提供体制の拡充

- 重症・中等症患者向けの病床確保や、軽症者等の宿泊療養施設を確保するなど、一定の感染拡大に対応できる患者受入体制を整備。

(3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

(4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。

(5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、感染対策の切り札として期待の高いワクチンを、希望する方々が安全で迅速に接種できるよう、万全の接種体制を整備。
- 県民がワクチン接種に対し不安を感じることはないよう、十分な情報提供やきめ細かな相談に対応。

(6) まん延防止等重点措置の要請等

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

(7) G○T○キャンペーンの取扱い

- 本県の感染状況について、ステージⅢへの移行が見込まれる場合は、感染拡大地域に係る国のG○T○キャンペーン事業の適用の一時停止要請を検討するなど、各部局が連携して迅速に対応。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策（比較表）

(9/27～)集中対策終了後の感染防止対策	(～9/26)デルタ株感染拡大防止集中対策
<p>3 県民、事業者への要請</p> <p>(1) 県外との往来にあたっての注意</p> <p>○緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来は、やむを得ない場合を除き、自粛を要請</p> <p>○県外との往来にあたっては、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断するとともに、往来する場合には、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体の発する要請等に従うよう要請</p> <p>(削除)</p>	<p>3 県民、事業者への要請</p> <p>(1) 県外との往来の自粛</p> <p>○県外との往来は、通勤、通学、通院等やむを得ないものを除き、自粛</p> <p>○特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県との往来は、最大限自粛</p> <p>○家族や親戚等が、帰省等でやむを得ず来県される場合であっても、来県前の体調管理に努めるとともに、事前のPCR検査を活用したり、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動</p> <p>(2) 外出機会の半減</p> <p>○不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会を半減</p> <p>例：まとめ買いや宅配の利用等による買い物回数の低減、大人数での会合や飲食、カラオケ等の自粛</p> <p>※通院、通勤、通学など、日常生活上で必要なものまでは制限しない</p> <p>○旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期</p> <p>○県観光連盟の発行する「行こうよ。やまぐちプレミアム宿泊券・フェリー券」の利用停止（当面）</p> <p>○県観光連盟の実施する「旅々やまぐち県民割」事業の停止（当面）</p> <p>○Go To Eat キャンペーン食事券の販売停止及び利用自粛（テイクアウト除く）（当面）</p>

(2) 感染予防対策の徹底

- 「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、基本的な感染予防対策を徹底
- ※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）」
- 外出にあたっては、感染リスクの高い混雑している場所や時間を避けるなど、慎重に行動
- 会食は、少人数・短時間になるようにし、外食する際は、感染防止対策に取り組むやまぐち安心飲食店や新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策へ協力
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談
- 感染への不安がある方は、集中PCR検査を活用

○みんなでたべちゃろ！キャンペーン・やまぐち食彩店における値引きサービスの停止（当面）

(3) 感染予防対策の徹底

- 「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、基本的な感染予防対策を徹底
- ※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）」
- 会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、普段一緒にいる人以外との会食・会合等は自粛
- 外食する際は、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店等を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策へ協力
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談
- 感染への不安がある方は、集中PCR検査を活用

(3) 事業者における感染防止対策

- 「頑張る事業者リスタート補助金」や飲食店の第三者認証制度「やまぐち安心飲食店」の活用等による感染防止対策の強化
- 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを徹底
- 特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底
- 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県への出張は、極力控える
- 従業員等のPCR検査の実施（中小企業PCR検査補助金の活用等）や、在宅勤務（テレワーク）及び健康管理に対する配慮
- 在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減。また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底

(4) 事業者における感染防止対策の強化

○飲食店等の営業時間の短縮、又は、休業

※9/13(月)～9/26(日)の間も引き続き、飲食店等に対し、営業時間は20時まで、酒類の提供は19時までとするよう要請するとともに、夜間の見回りを実施

- 「頑張る事業者リスタート補助金」や飲食店の第三者認証制度「やまぐち安心飲食店」の活用等による感染防止対策の強化
- 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを改めて徹底
- 特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底
- 県外出張は自粛することとし、特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域への出張は、最大限自粛
- やむを得ず県外との往来があった従業員等のPCR検査の実施（中小企業PCR検査補助金の活用等）や、在宅勤務（テレワーク）及び健康管理に対する配慮
- 在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減。また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底

<p>4 学校における感染防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）</u> ○<u>部活動における県外との往來を伴う学校等との練習試合・合宿等については、地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して慎重に判断</u> ○<u>特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県の学校等との練習試合・合宿等については自粛</u> <p>5 イベント等における感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底</u> <p>6 県有施設における感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底</u> 	<p>4 学校における感染防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>生徒・教職員等が、県外との往來を伴う全国大会等に参加した際の帰県後PCR検査の実施</u> ○<u>教職員等を対象とした感染防止対策に係るオンデマンド配信</u> ○<u>衛生管理マニュアルに定める地域の感染レベルは「レベル3」を継続・衛生管理マニュアルに定められた感染防止対策等の徹底</u> ○<u>生徒・教職員等が県内での校外行事・大会等に参加する前のPCR検査の実施</u> ○<u>部活動における練習試合や合宿等については、県内外に関わらず、原則実施しない</u> <p>5 イベント等の開催制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>原則、県主催イベントの中止、又は、延期</u> ○<u>県外からの参加自粛を呼びかけるよう主催者に要請</u> <p>6 県有施設の利用制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>原則として、県有施設は休館</u> ○<u>※県の管理する公園の遊具等は使用禁止措置</u> ○<u>貸出施設の新規貸出は中止</u> ○<u>予約済みの貸出施設については、利用者に利用自粛を呼びかけ</u> ○<u>※利用者が中止または延期を行った場合、キャンセル料は徴収しない（すでに納付されている場合は全額還付）。</u> ○<u>※中止または延期できない場合、利用者において感染対策を徹底した上で、施設利用を可能とする。（テナント入居施設についても感染対策を徹底した上で、利用可能とする）</u>
---	---

集中PCR検査の延長実施について

R3.9.22 健康福祉部

1 概要

感染力の強いデルタ株による感染防止に万全を期すため、これまで実施してきた集中PCR検査を延長実施する。

2 実施主体 県

3 検査対象地域 県内19市町

4 対象者

感染への不安のある無症状の方

(例)

- ・ 県外往来や、県外者等と接触がある方
- ・ 不特定多数の人が集まる会合や飲食への参加がある方 等

<※注意>

症状のある方は、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター（#7700）までご相談ください。

5 実施方法

- ① 検査希望者が直接、民間検査機関に申し込み（Webまたは電話）
- ② 予約日に検査会場（県内9か所）で検体採取（唾液）
- ③ 検査結果を電話連絡

6 実施期間

令和3年10月末まで

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株の影響による感染拡大に伴い、9月30日までの間、27都道府県が緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象とされていますが、全国的に新規感染者が減少傾向にあります。

本県においても、県民の皆様に「デルタ株感染拡大防止集中対策」にご協力いただいているお陰で、新規感染者が減少傾向にあり、確保病床使用率などの指標も落ち着きを取り戻しつつありますので、この集中対策を予定どおり9月26日で終了することといたしました。

皆様には、集中対策にご協力いただき、改めて、感謝申し上げます。特に、飲食店関係者の皆様には、大変ご負担をおかけしていますが、営業時間の短縮にご協力いただき、誠にありがとうございます。

一方、先般、新たなクラスターが確認されるなど、感染の再拡大が懸念される例もありますので、皆様には、気を緩めず、9月27日からは、以下の取組にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

＜県外との往来にあたっての注意＞

- ◎ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来は、やむを得ない場合を除き、自粛をお願いします。
- ◎ 県外との往来にあたっては、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断するとともに、往来する場合には、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体の発する要請等に従ってください。

＜感染予防対策の徹底＞

- ◎ 感染力が非常に強いデルタ株による感染を防ぐには、感染予防対策を徹底する必要があります。

「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、改めて、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。

※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり(休憩室、喫煙所、更衣室等)」

- ◎ 外出にあたっては、感染リスクの高い混雑している場所や時間を避けるなど、慎重に行動してください。
- ◎ 会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」や「新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店」を利用し、飲食店から求められる感染防止対策には是非とも協力してください。

- ◎ 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談してください。

<企業活動における注意>

- ◎ 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを徹底していただきますようお願いいたします。
- ◎ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県への出張は、極力控えてください。
- ◎ また、これらの都道府県からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底してください。
- ◎ 従業員等のPCR検査の実施や、在宅勤務(テレワーク)及び健康管理に対する配慮をお願いいたします。
- ◎ 在宅勤務(テレワーク)やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減する取組を促進するようお願いいたします。在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大対策の工夫・強化を徹底してください。

<感染された方等への差別・偏見の防止>

- ◎ 感染者自身のほか、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。
- ◎ また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意をお願いいたします。

令和3年9月22日

山口県知事 村岡 嗣 政

現在の発生状況について

令和3年9月22日

全世界及び日本国内の発生状況

※厚生労働省公表数値

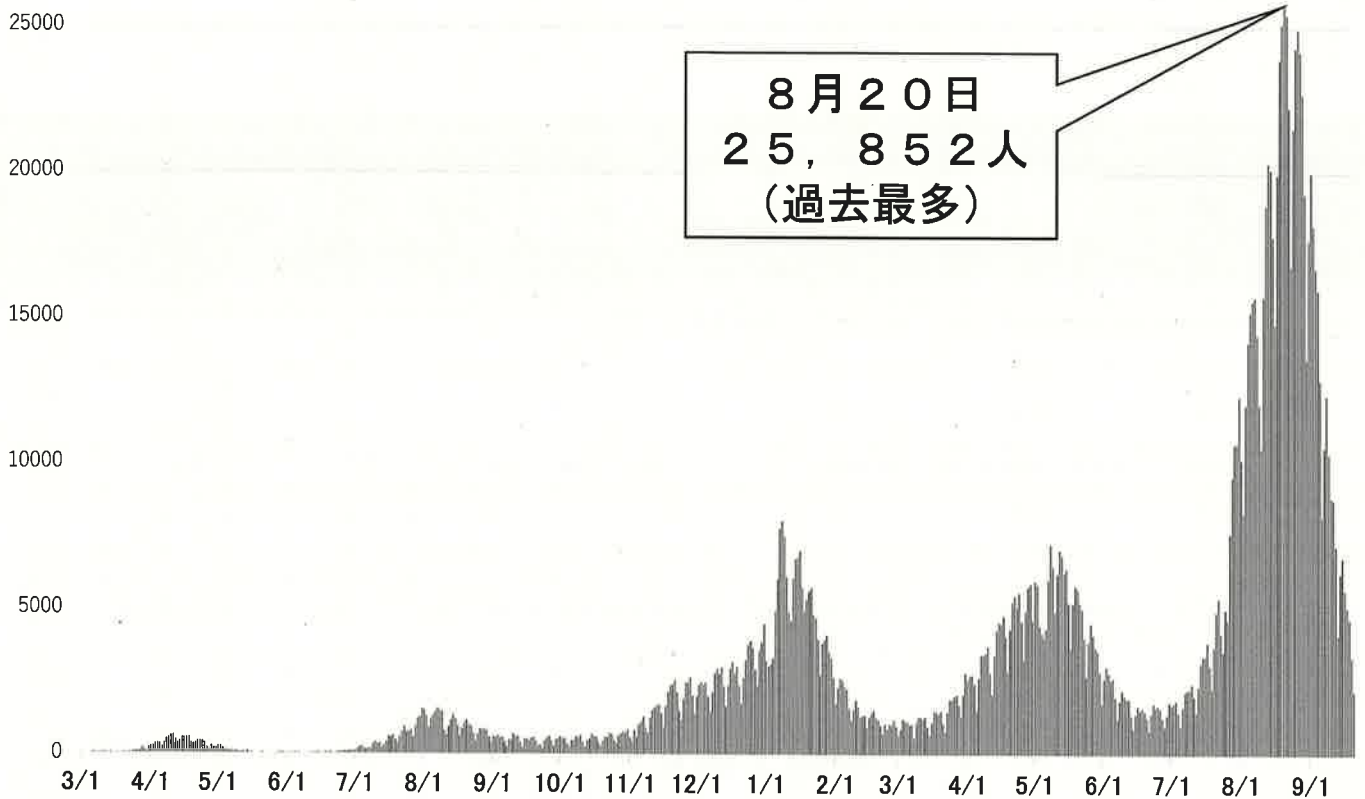
○全世界（9/21 15:00時点） 【日本を除く】

感染者数	死亡者数	※感染者の多い国 米国(42,287,755)、インド(33,478,419)、 ブラジル(21,247,667)、英国(7,500,734)
227,371,907	4,682,487	

○日本国内（9/21 0:00現在）

	PCR検査 実施人数	陽性者数	入院治療を 要する者 (重症者(内数))	療養解除者 の数の 退院又は	死亡者数	確認中
①国内発生 (③除く)	23,006,163	1,674,994	65,164 (1,429)	1,590,154	17,226	3,844
②空港検疫	1,034,068	4,107	123 (0)	3,977	7	0
③チャーター機	829	15	0 (0)	15	0	0
計	24,041,060	1,679,116	65,287 (1,429)	1,594,146	17,233	3,844

全国の新規感染者の推移



2

本県の感染状況

○感染者数

5,526人 (うち死亡89人)

○療養者数

療養者数	入院者数				宿泊療養者数等
	重症	中等症	軽症・無症状	計	
120人	0人	38人	56人	94	26人

○市町別感染者数

下関市	1,312	宇部市	701	山口市	648	萩市	52
防府市	534	下松市	180	岩国市	633	光市	94
長門市	53	柳井市	134	美祢市	37	周南市	627
山陽小野田市	219	周防大島町	14	和木町	37	上関町	8
田布施町	47	平生町	26	阿武町	0	県外	170

○PCR等検査 (R2.2.15~R3.9.19)

累計 179,174件 (9/13~9/19実績 5,754件)

3

○モニタリングの状況

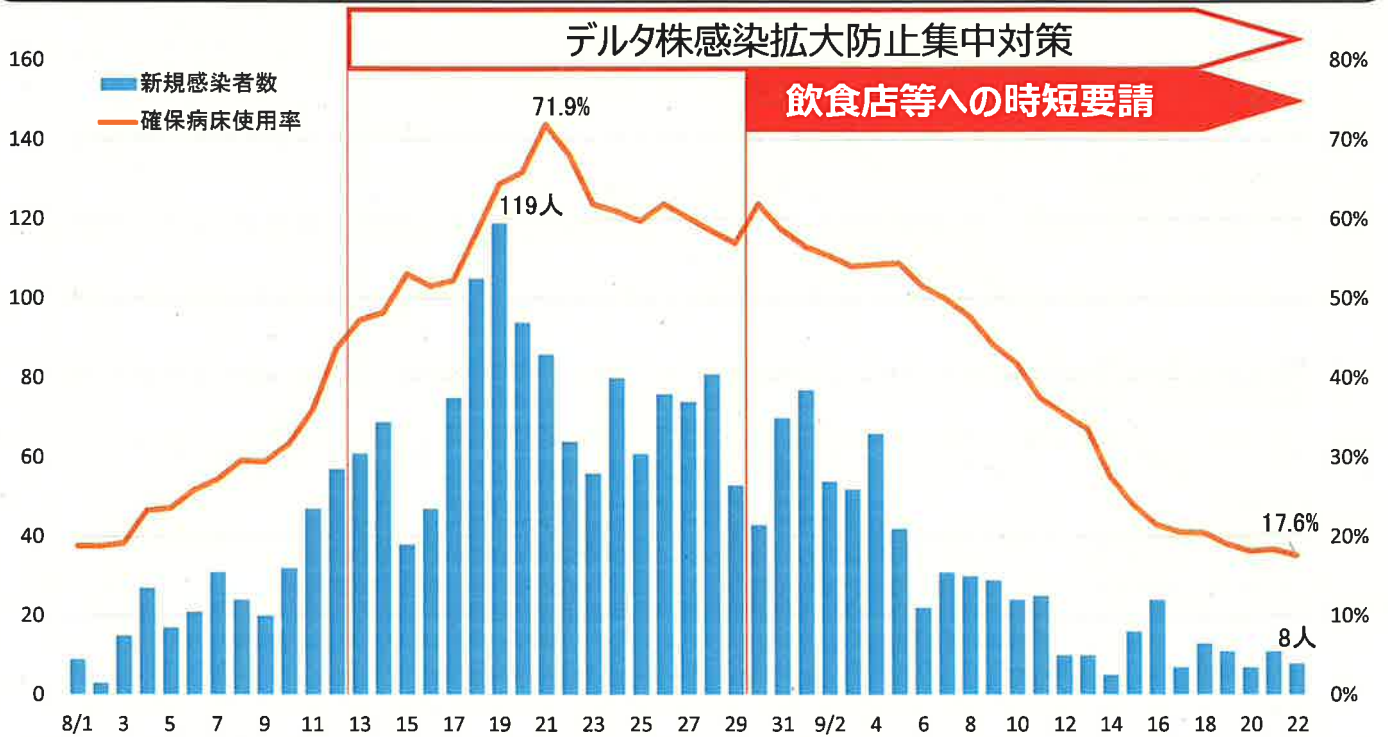
指 標		1週間前 (9/15)	現状値 (9/22)	1週間前 との比較	これまで の最大値	＜参考＞国が示す水準	
						ステージ 3	ステージ 4
①	確保病床使用率	24.0% (134床)	17.6% (94床)	↘ 6.4床 [°] イト	75.0% (5/24)	20%以上 (107~266床)	50%以上 (267床以上)
	入院率	57.3%	78.3%	↗ 21.0床 [°] イト	40.3%※ (8/27)	40%以下	25%以下
	重症病床使用率	2.1% (1床)	0.0% (0床)	↘ 2.1床 [°] イト	21.3% (5/20, 21, 22)	20%以上 (10~23床)	50%以上 (24床以上)
②	療養者数 【人口10万人】	234人 【17.2人】	120人 【8.8人】	↘ 0.51倍	804人 (8/26)	272~406人 【20人以上】	407人以上 【30人以上】
③	直近1週間のPCR検査等 陽性率	2.4% (9/6~9/12)	1.5% (9/13~9/19)	↘ 0.9床 [°] イト	8.5% (8/16~22)	5%以上	10%以上
④	直近1週間の新規 感染者数【人口10万人】	119人 【8.8人】	81人 【6.0人】	↘ 0.68倍	604人 (8/24)	204~339人 【15人以上】	340人以上 【25人以上】
⑤	感染経路不明な者の 割合	18.7% (9/4~9/10)	17.6% (9/11~9/17)	↘ 1.1床 [°] イト	26.7% (7/26~8/2)	50%以上	50%以上

※入院率はこれまでの最小値

・全ての指標で「ステージ2」以下
・専門家の意見等を踏まえ、「ステージ2」と判断

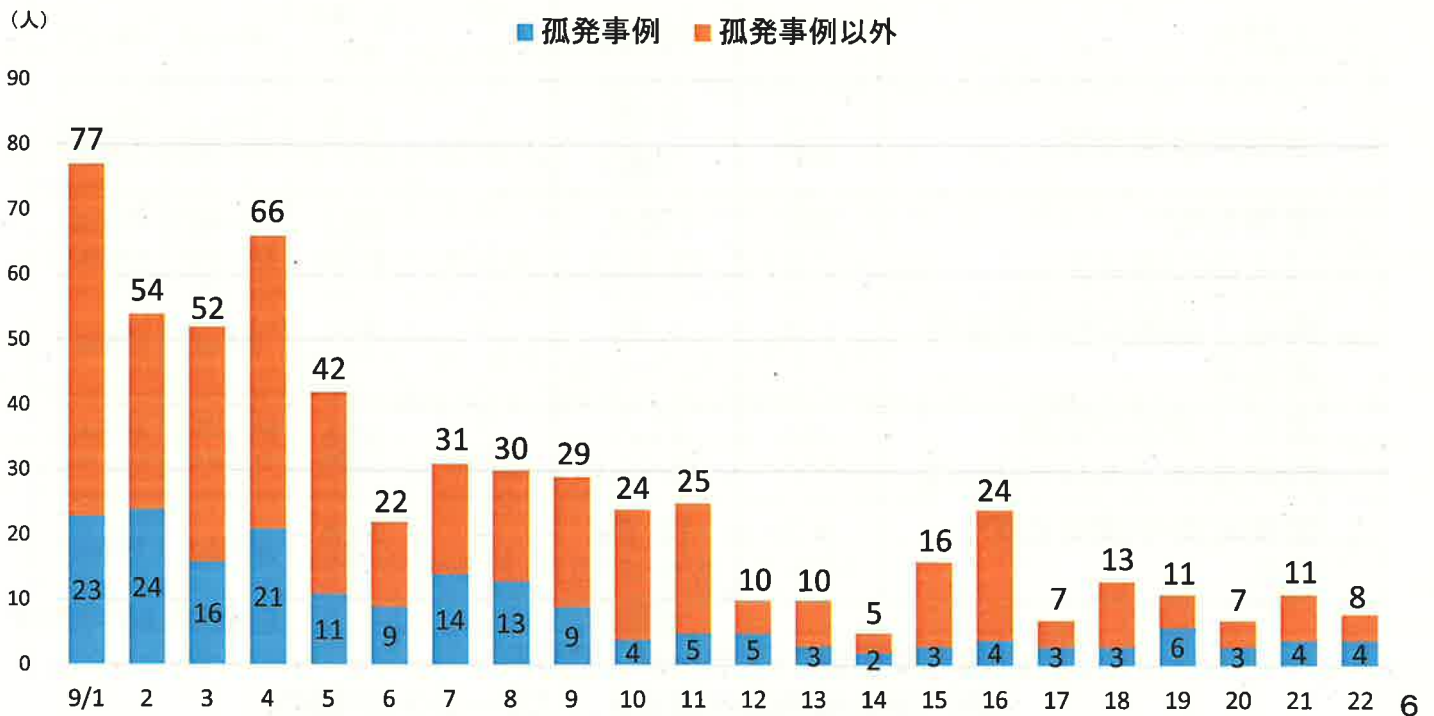
新規感染者数と確保病床使用率の推移

新規感染者数、確保病床使用率ともに、お盆直後をピークに減少し、現在は第5波以前と同じ水準



新規感染者数と孤発事例の推移

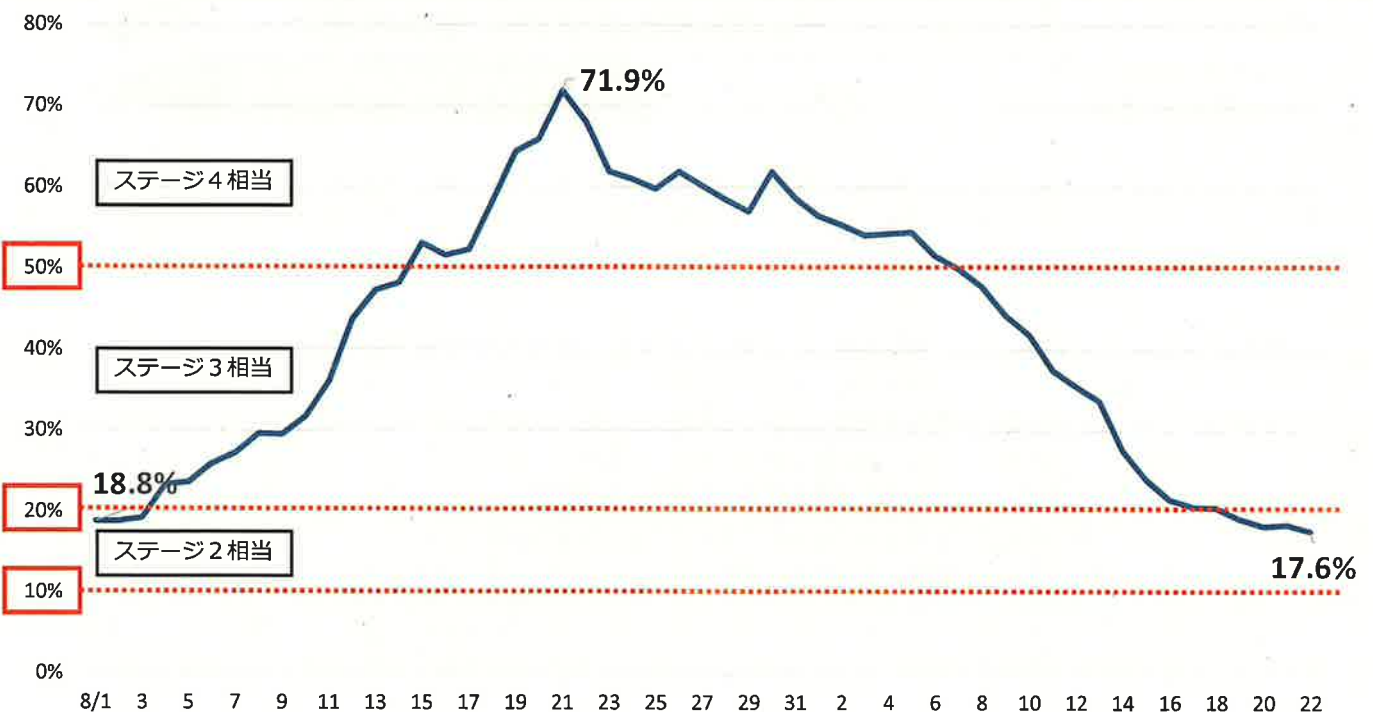
新規感染者数及び孤発事例は減少



確保病床率の推移

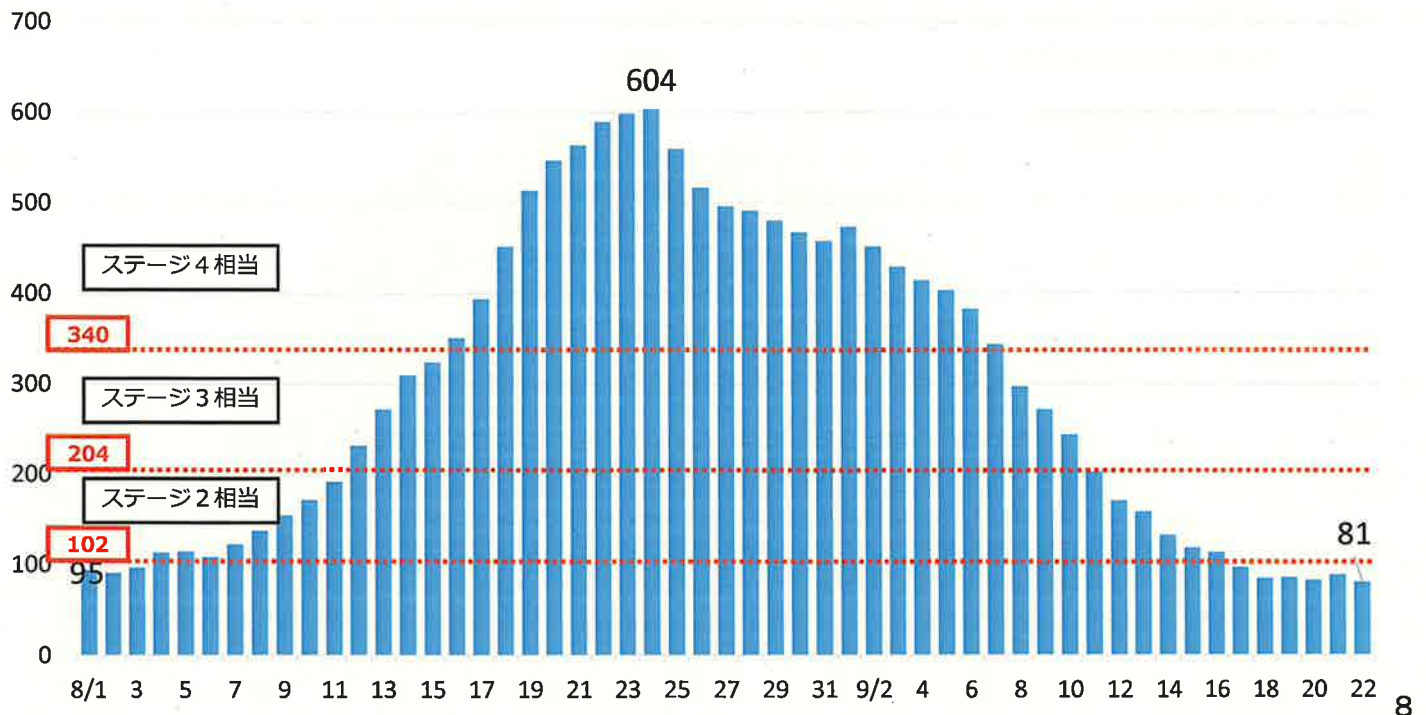
～モニタリング指標の推移～

確保病床使用率は、8月21日の71.9%をピークに、その後は徐々に低下し、9月19日には「ステージ2」相当まで低下



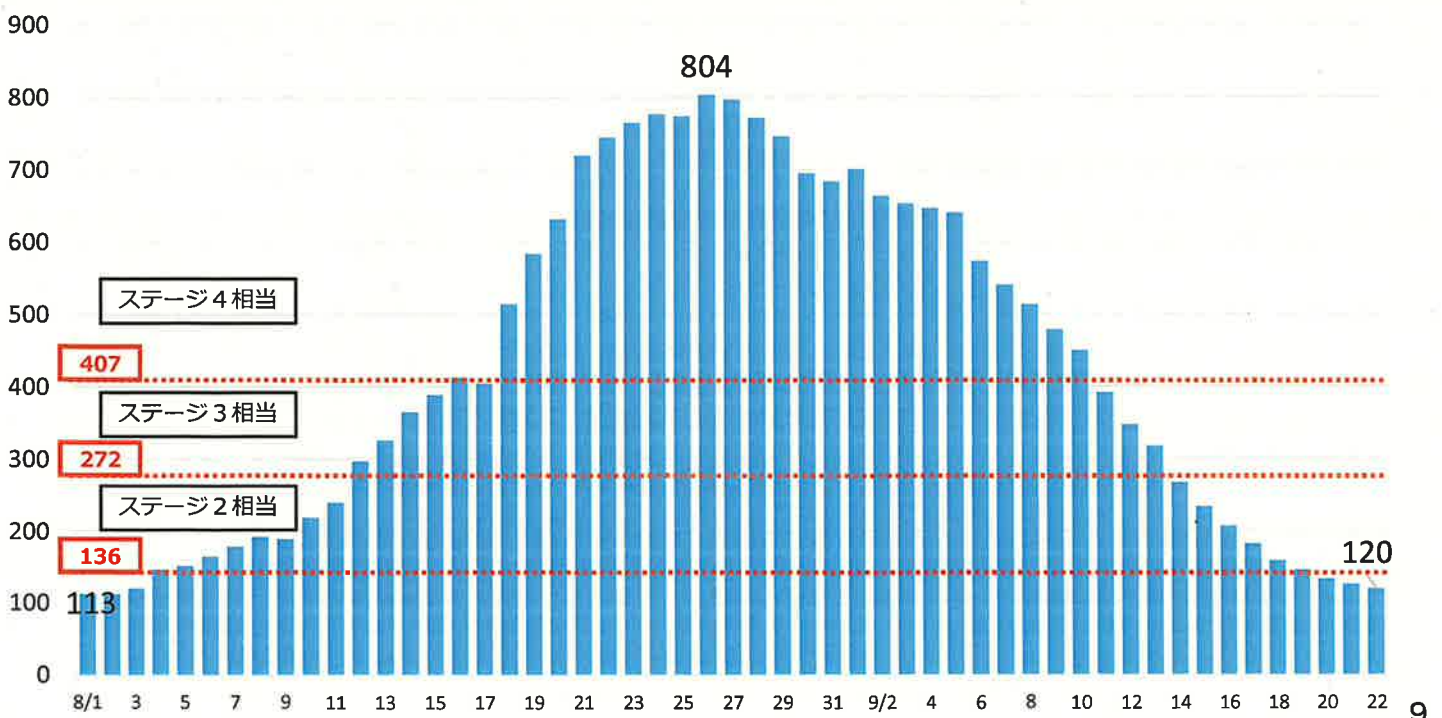
直近 1 週間の新規感染者数の推移 ~モニタリング指標の推移~

直近 1 週間の新規感染者数は、8月24日の604人まで増加したが、9月17日には「ステージ 2」相当を下回る水準まで減少



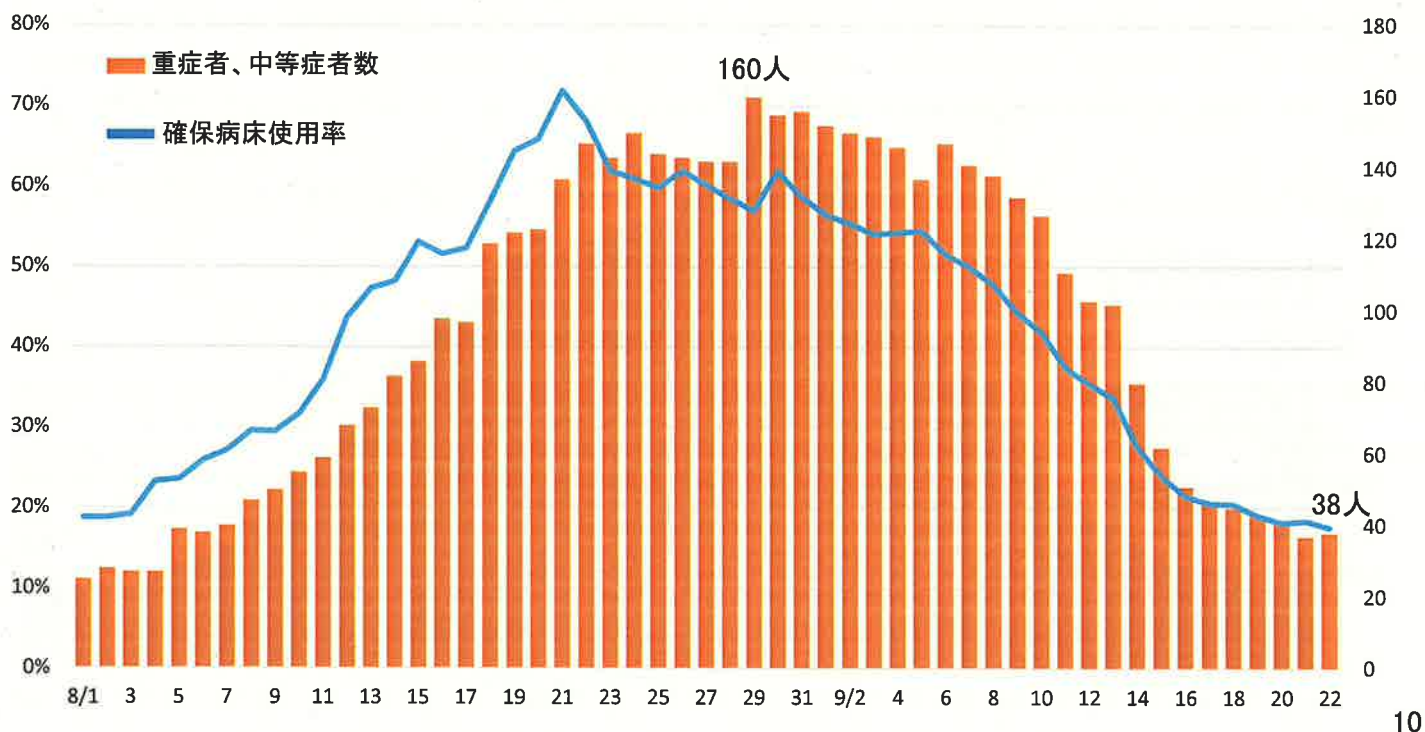
療養者数の推移 ~モニタリング指標の推移~

療養者数は、8月26日の804人まで増加したが、9月20日には「ステージ 2」相当を下回る水準まで減少



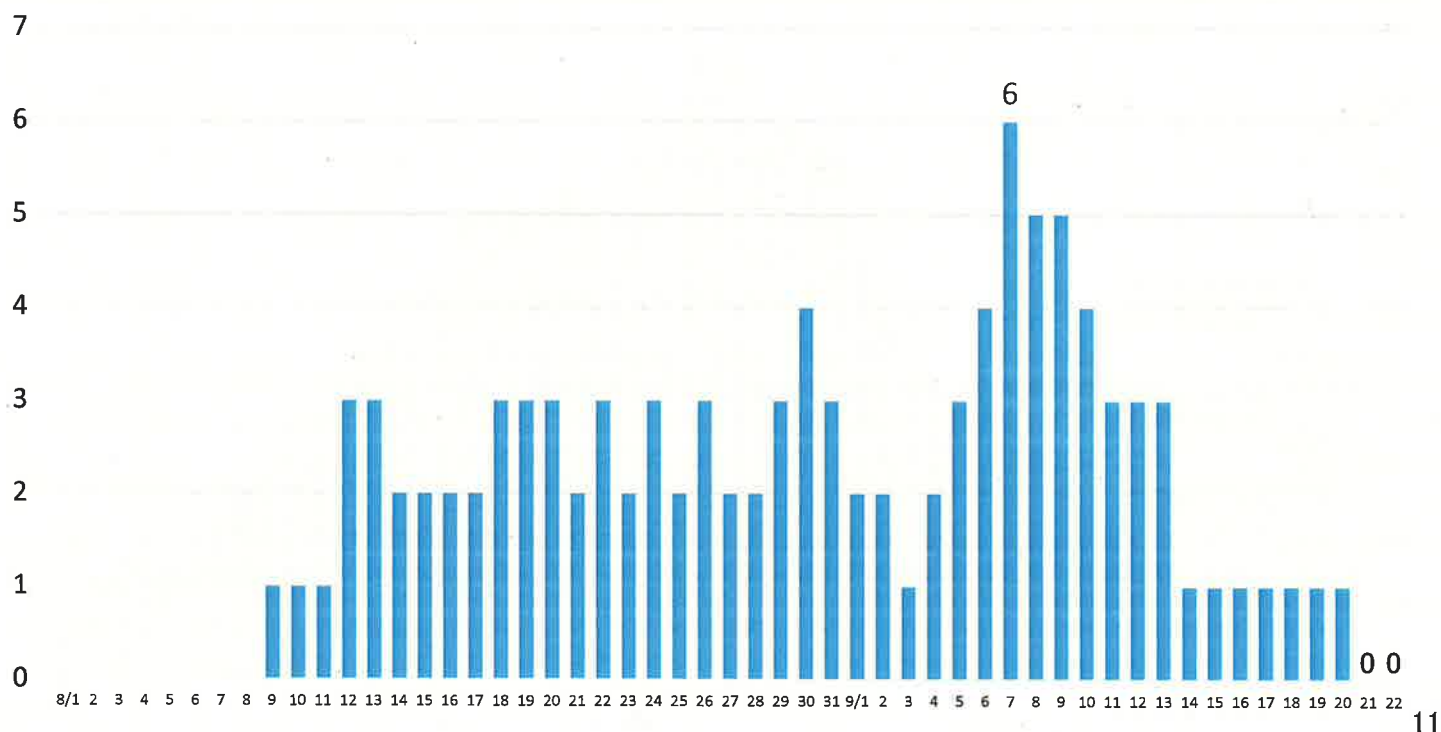
医療提供体制の状況

重症者、中等症者数は、現在38人まで減少



重症者数の推移

重症者数は9月7日の6人をピークに、現時点はゼロ



市町別感染状況①

<人口10万人あたりの
新規感染者数>

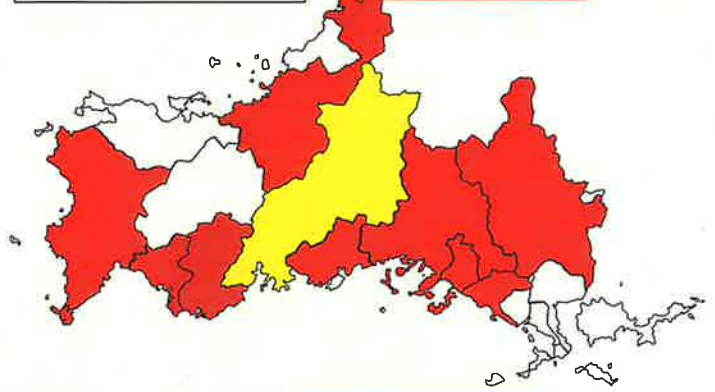
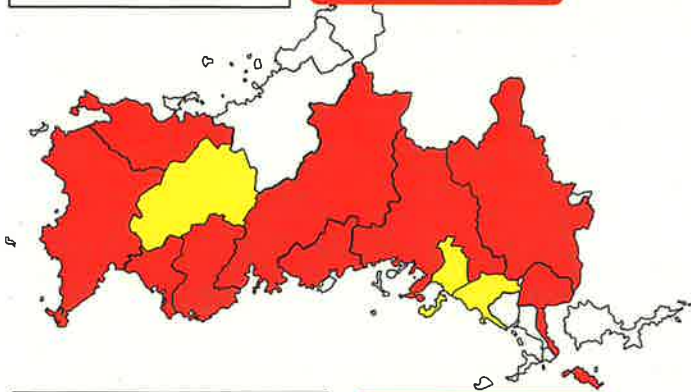
- ステージ4相当 (人口10万人あたり25人以上)
- ステージ3相当 (人口10万人あたり15人以上)

① 8/19~25

ステージ4相当：9市

② 8/26~9/1

ステージ4相当：9市

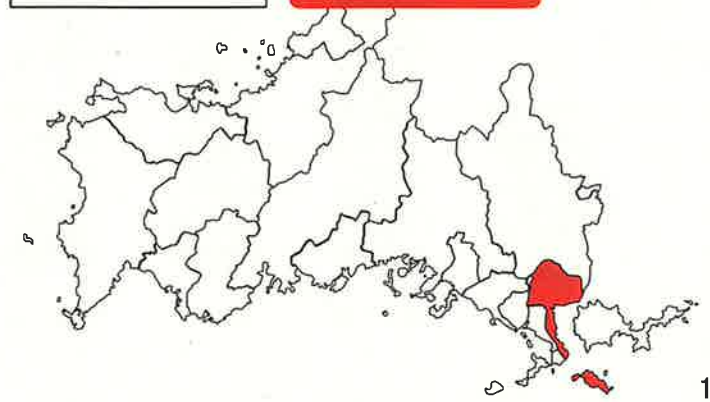
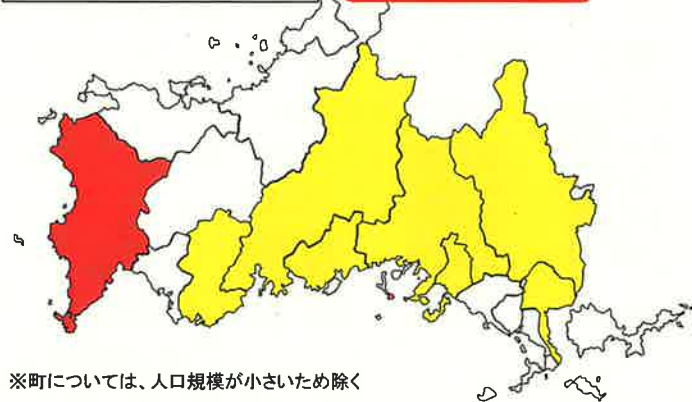


③ 9/2~8

ステージ4相当：1市

④ 9/9~15

ステージ4相当：1市



※町については、人口規模が小さいため除く

市町別感染状況②

<9/16~22の人口10万人あたりの新規感染者数>

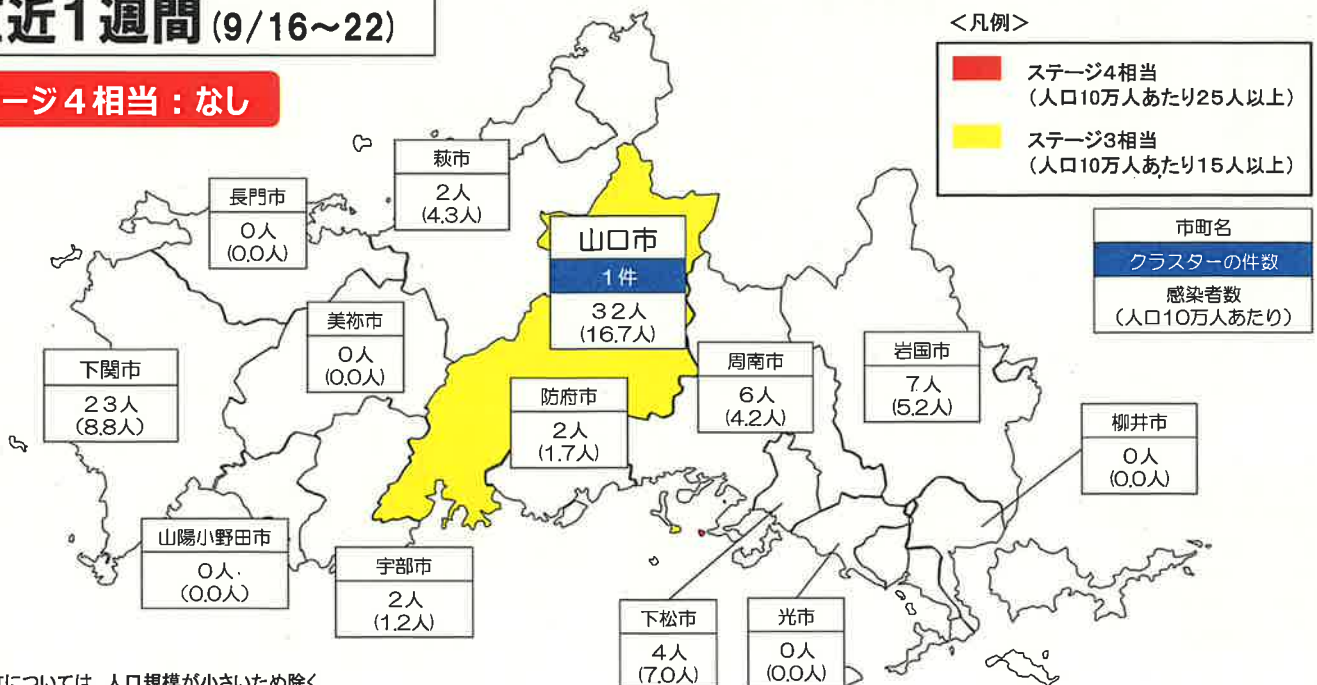
県内の感染は、ほぼ落ち着いた状況

直近1週間 (9/16~22)

ステージ4相当：なし

<凡例>

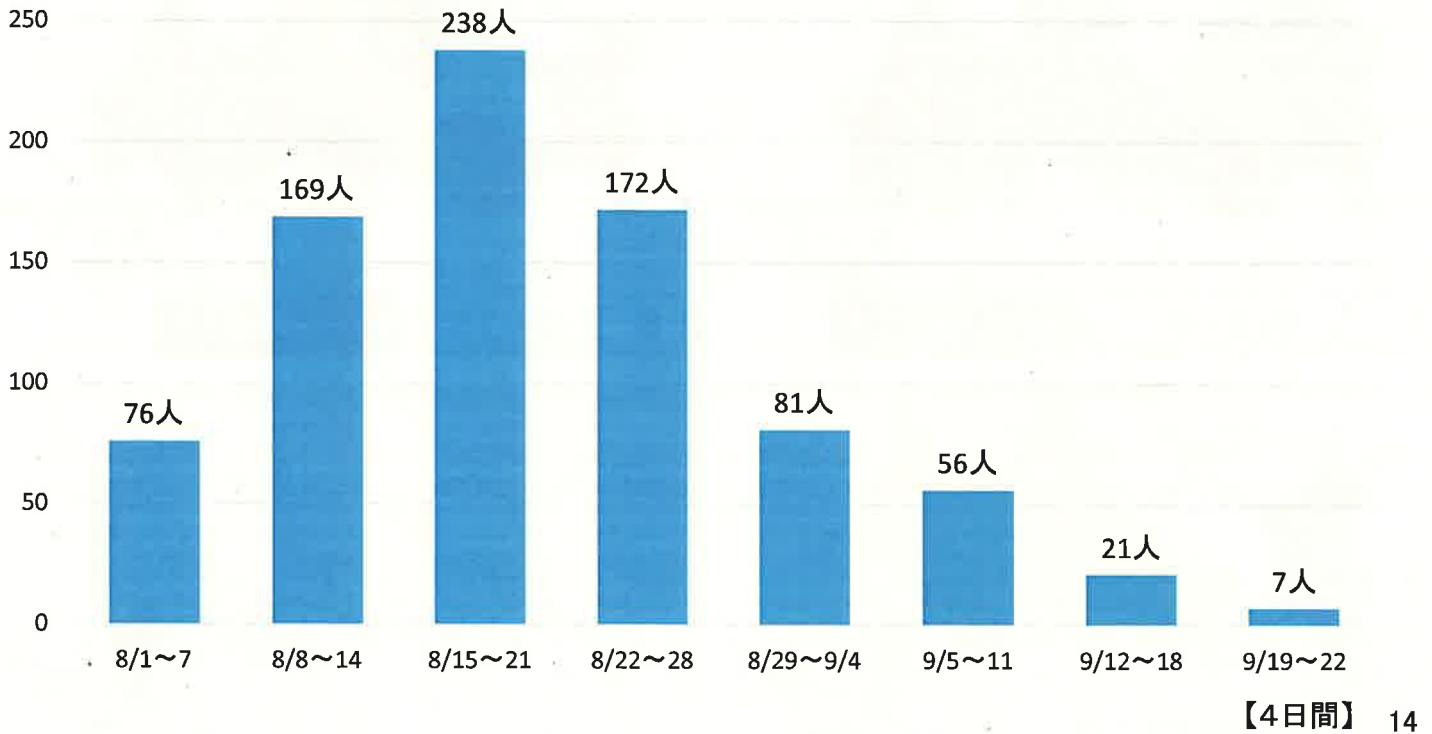
- ステージ4相当 (人口10万人あたり25人以上)
- ステージ3相当 (人口10万人あたり15人以上)



※町については、人口規模が小さいため除く

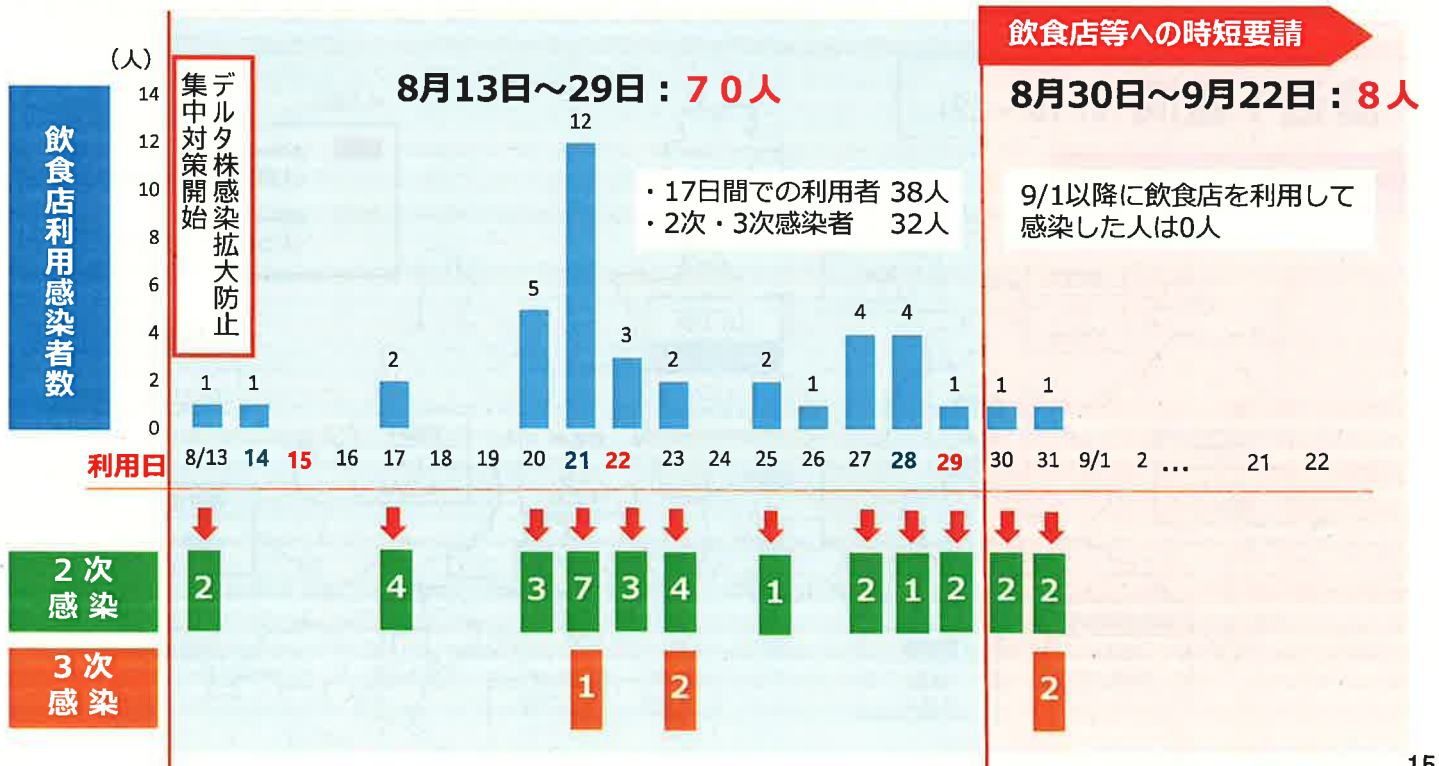
感染経路の分析①

県外エピソードのある新規感染者数は盆明けをピークに減少



感染経路の分析② (感染者のうち、飲食店を利用した人)

飲食店への時短要請後、飲食店を利用して感染した人は大きく減少



ワクチンの接種効果

ワクチン接種により、感染の発症と重症化が抑制

新規感染者 (8/1~9/21 2,221人)

- ・ 未接種、不明 1,736人 (78.2%)
- ・ ブレークスルー感染 200人 (9.0%)
[2回接種後2週間以上経過している方]

軽症・無症状 197人
中等症 3人
重症 0人

16

まとめ

新規感染者数、医療提供体制への負荷は、
ともに改善し、感染の収束に見通しが立った
状況

17



山口県 新型コロナウイルス感染防止対策

やまぐち 安心飲食店 認証制度

認証店舗募集のご案内

県民が安心して飲食店を利用できる環境づくりを推進するため、県が定める認証基準を満たした飲食店を「やまぐち安心飲食店」として認証する制度を創設しました。

募集期間：令和3年8月17日から令和3年11月30日

認証店になると



応援金
20万円を給付




認証ポスターや
ステッカーを配付



専用ウェブサイトで
店舗名等を公表

詳しくは、やまぐち安心飲食店認証サイト

やまぐち安心飲食店 

<https://yamaguchi-ninshou.com/>



お問い合わせ先

やまぐち安心飲食店認証事務局 電話：083-976-4141

受付時間／平日9時30分から17時30分 休業日／土・日・祝日・年末年始

認証申請について

対象飲食店

■認証の対象:以下のいずれにも該当するもの

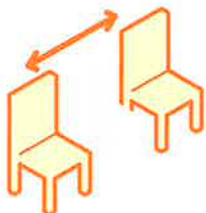
- ①県内で、食品衛生法に基づく営業許可を受けて飲食店営業又は喫茶店営業等を営業していること。
- ②専用又は他店舗と共用の屋内客席において客に飲食させる営業を行っていること。

■応援金の給付対象:以下のいずれにも該当するもの

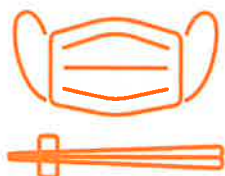
- ①上記認証の対象に該当するものであって、集客を目的として営業していること。
- ②認証に係る感染防止対策を継続して営業すること。
- ③暴力団でないこと。また、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。
- ④県税を滞納していないこと。

認証基準

全30項目のうち、該当しない項目を除き、全ての項目を実施する必要があります。(基準一部抜粋)



アクリル板等の設置
(座席の間隔の確保)



食事中以外の
マスク着用の徹底



手指消毒の徹底



換気の徹底

申請方法

申請期間	令和3年8月17日(火)から令和3年11月30日(火)まで
申請方法	専用ホームページからの電子申請又は郵送(郵送の場合、特定記録郵便など追跡できる方法) 電子申請がおすすめです 郵送の場合は事務手続きにお時間をいただきます。
提出書類	①認証申請書 兼 応援金給付申請書 ②認証基準チェックシート
提出先 (郵送の場合)	〒754-8691 小郡郵便局 私書箱第3号 やまぐち安心飲食店認証事務局 宛

◎認証応援金給付の流れ



疑問や相談、お気軽にお問い合わせください。

やまぐち安心飲食店認証事務局 電話:083-976-4141

受付時間/平日9時30分から17時30分 休業日/土・日・祝日・年末年始

電子申請、提出書類は
こちらから



専用ホームページ